

「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」にかかる主な取組概要

重点的な取組 1 子どもの貧困対策**【5年後のめざす姿】**

「第二期三重県子どもの貧困対策計画」（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）に基づき、生まれ育った環境にかかわらず、教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、全ての子どもが健やかに、夢と希望を持って育つことのできる環境が整備されています。

【令和3年度の主な取組概要】**①子どもの貧困対策推進事業【子ども・福祉部】**

子どもの貧困対策推進会議等で、貧困対策における好事例や共通課題の情報共有を行うことにより、市町、関係団体との連携を図ります。

また、新型コロナ克服みえ支え“愛”募金を活用した『地域支え愛推進・継続事業補助金』を創設し、新型コロナウイルス感染症の拡大等により厳しい状況に追い込まれている子どもや子育て世帯に対して居場所づくりや生活支援を行っている非営利団体等の活動を支援しています。

地域支え愛推進・継続事業補助金 25 団体

②子どもの居場所を支える地域力強化事業【子ども・福祉部】

子ども食堂や学習支援などを行う子どもの居場所について、実態調査を行います。地域における資源やシーズと居場所運営者が抱える課題について洗い出し、統一の課題や地域独自の課題を分析し、課題解決等につながるサポーターの発掘やマッチング、顔の見える関係構築を行います。

市町と連携しながら、地域で子どもの居場所が継続していけるような基盤づくりや、さらにこのような活動が広がっていくような気運の醸成をめざします。

③私立学校で学ぶ子どもにかかる経済的負担の軽減【環境生活部】

私立学校に通う子どもたちが安心して学べるよう、就学支援金および奨学給付金の支給等や、授業料等の減免を行う法人に対する助成により、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。

④教育費の負担軽減にかかる取組【教育委員会】

高校生等奨学給付金について、新型コロナウイルス感染症等の影響により家計が急変した世帯を支給対象として、随時、申請を受け付けるとともに、入学時の負担が大きい新入生に対する一部前倒し給付や、家庭でのオンライン学習に係る通信費の支援を行っています。

⑤スクールカウンセラー等活用事業【教育委員会】

貧困や虐待、いじめや不登校等、悩みや課題を抱えている児童生徒に心理的な支援を行うスクールカウンセラー（ＳＣ）を、県内公立の各中学校区および各県立高等学校に加えて県立特別支援学校、教育支援センターにも配置しています。児童生徒を取り巻く課題に加え、新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒や保護者の不安や悩みにも対応しています。

また、通常の配置に加えて事故や災害、家庭環境の急変等、緊急にカウンセリングが必要な時は、学校からの要請に応じてＳＣを派遣しています。

ＳＣ配置時間（人数）：62,969時間（149人）

ＳＣ配置校：中学校区151、高等学校56、特別支援学校8、教育支援センター20

貧困や虐待、ヤングケアラー等、児童生徒を取り巻く環境の課題に対応するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）の配置を拡大し、各市町の中学校区と県立高等学校、教育支援センターに配置し、定期的に巡回しています。配置校以外の学校には、要請に応じてＳＳＷを派遣し、教職員やＳＣと連携してアセスメントを行い、医療や福祉等の関係機関につなげたり、就学援助や奨学金制度に係る関係機関につなげたりするなどの支援を行っています。

ＳＳＷ配置時間（人数）：13,705時間（20人）

ＳＳＷ配置校：中学校区29（各市町1校区）、高等学校26、教育支援センター3

さらに、児童生徒の日常的なストレスや悩みに対応するため、学校現場で生徒対応の経験や知識を有する人材を「教育相談員」として新たに配置しています。学校において生徒の様子を見守りながら、気になる生徒に声をかけ日常の相談に応じるとともに、専門的な支援が必要な場合はＳＣやＳＳＷにつなぐ役割を担っています。

教育相談員配置時間：中学校12,960時間、県立学校2,880時間

教育相談員配置校：中学校131校、県立学校30校

<今後の課題等>

- ①「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（いわゆる「骨太の方針」、令和3年6月18日閣議決定）においても、子どもの貧困の解消をめざし、子ども食堂・子ども宅食・フードバンクへの支援、地域における居場所づくり、見守り支援等を推進する旨が明記されており、引き続き県内での子どもの居場所を支えていけるような基盤づくりを進めます。【子ども・福祉部】
- ②家庭の経済状況に関わらず、私立学校で安心して学べるよう、引き続き、就学支援金および奨学給付金等を支給するとともに、授業料等の減免を行う法人に対して助成を行うことにより、保護者等の経済的負担の軽減を図ります。【環境生活部】
- ③教育費の負担軽減のための各種修学支援制度について、必要とされる家庭に確実に利用していただけるよう、引き続き周知を図り、高校生の学びの継続を支援していきます。【教育委員会】
- ④誰一人取り残すことがない社会に向けて、学校が貧困をはじめとする生活上の課題を抱える児童生徒を早期に発見し、生活支援や福祉制度につなげていくプラットフォームとしての役割を果たしていくことは重要です。今後もスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員を配置し、学校の教職員と連携しながら児童生徒や家庭を支援していきます。【教育委員会】

重点的な取組 2 児童虐待の防止

【5年後のめざす姿】

地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進み、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応により、虐待被害から子どものかげがえのない命や尊厳が守られています。

【令和3年度の主な取組概要】

①児童相談所の対応力強化【子ども・福祉部】

令和2年7月から全ての児童相談所において、AIを活用した児童虐待対応支援システムの運用を開始しており、リスクアセスメントのさらなる精度向上やシステムのシミュレーション機能を活用した職員の判断の質の向上を図り、迅速で的確な相談対応を行えるよう、さらなる対応力の強化に努めています。

また、外国につながる子どもの一時保護が増加しており、これまでの行政機関等での見守りだけでは対応が困難なため、児童相談所に外国人支援員を配置し、NPOと連携して外国人コミュニティに寄り添い、外国につながる子どもの虐待防止に努めています。

②市町の児童相談体制の強化【子ども・福祉部】

要保護児童対策地域協議会の運営等を支援するアドバイザーや、児童相談の進行管理等を助言するスーパーバイザーを派遣するとともに、要対協担当者情報交換会を開催し、関係機関との連携強化を図っています。

また、令和4年度中に全市町での「子ども家庭総合支援拠点」が設置されるよう、個別の相談会や研修会などを実施し、昨年度の「子ども家庭総合支援拠点アドバイザー事業」の成果を踏まえ、市町による地域の実情に合わせた拠点づくりを支援します。

<今後の課題等>

①AIを活用した児童虐待対応支援システムについて、児童相談所の日々の業務の中で活用し、データを蓄積して精度を高めるとともに、よりの確な判断ができる人材の育成に取り組んでいきます。【子ども・福祉部】

②市町の規模や実情に応じた児童相談体制や取組が実現できるよう、市町職員のスキル向上のため人材育成の充実を図るとともに、市町要保護児童対策地域協議会の運営強化や子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた市町の取組を支援します。【子ども・福祉部】

重点的な取組 3 社会的養育の推進

【5年後のめざす姿】

全ての子どもが家庭、あるいは良好な家庭的環境でできる限り養育されるよう、市町による子ども家庭支援、里親委託、施設の小規模グループケア化などの取組が進んでいます。

【令和3年度の主な取組概要】

①里親等委託の推進【子ども・福祉部】

「三重県社会的養育推進計画」に基づき、関係者との密接な連携・協力のもと、家庭養育の推進に向けて、令和2年5月に県内2カ所にフォスタリング機関を設置し、里親制度を多角的に普及・啓発するとともに、新たな里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上等の取組を進めています。なお、令和3年10月には、県内3カ所目となるフォスタリング機関を設置しました。

②施設環境の充実【子ども・福祉部】

施設においても家庭的な養育環境を提供できるよう、児童養護施設等の小規模化、地域分散化を進めるとともに、一時保護専用施設等の整備を進めています。また、児童養護施設等における新型コロナウイルスの感染症対策のため、感染防止対策に必要な物品等の購入、個室化改修に要する経費、事業を継続的に実施していくための経費などを補助することで、事業継続に取り組みました。

<今後の課題等>

①里親委託の更なる推進に向けて、令和6年度までに県内に4～6カ所のフォスタリング機関の設置を目標に、地域の実情にあったフォスタリング業務の実施体制の構築を進めていきます。【子ども・福祉部】

②国が「施設地域分散化等加速化プラン」を策定し、施設整備等の補助率の嵩上げ等による支援が受けられるため、児童養護施設等における小規模化、地域分散化等を進めていきます。また、児童養護施設等が事業を継続的に実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を引き続き支援します。【子ども・福祉部】

重点的な取組 4 若者等の雇用対策

【5年後のめざす姿】

県内で働きたいという意欲のある若者等が、その能力を発揮しながら、いきいきと働き続けることができるとともに、安定した就労により経済基盤を確立することで、安心して次世代を育てることのできる環境が実現しています。

【令和3年度の主な取組概要】

①就職氷河期世代等への雇用対策【雇用経済部】

就職氷河期世代の不本意に非正規雇用で働く者や長期無業者が、安心して働き、いきいきと活躍できる社会を実現するため、就職氷河期世代専用の就職支援窓口「マイチャレ三重」において、就労支援機関やひきこもり支援機関などの関係機関と連携しながら、相談から就職・定着までの切れ目のない支援を実施しています。

相談形式：対面、Web面談、チャット、電話、メール

相談件数：延べ114件（令和3年9月末時点）

また、令和2年度に実施した、34歳から49歳の県民5,500人を対象に実施したアンケート調査において、不本意非正規雇用者の土・日曜日の相談ニーズが、平日と比べて2倍高かったことから、令和3年7月から新たに土曜日相談を開始したところです。また、9月には、就職氷河期世代の採用意欲が高い県内企業等による合同企業説明会をオンライン形式で開催しており、今後、12月にも開催する予定です。

②就職説明会等【雇用経済部】

三重県内へのU・Iターン就職を促進するため、Web会議システム「Zoom」を活用したオンラインによる就職説明会を開催しました。

みえのオンライン就職説明会 6月11日～13日、18日～20日（計6日間）

参加企業31社、視聴者数延べ647名

また、8月から県内の企業に就職を希望する学生や一般求職者を対象とし、多様化するライフスタイルに応じた特色のあるテーマで企業とオンライン上で顔を合わせて語り合う就職座談会を9月末までに4回開催しました。今後、12月までに4回開催する予定です。

参加企業数：17社（4回開催済み分）

参加人数：68名（4回開催済み分）

③農林水産業への就業支援【農林水産部】

次代の農林水産業を担う人材を確保・育成し、その定着を図るため、市町や関係団体等と連携しながら、県内農林水産業への新規就業を推進するとともに、多様な経営感覚を持った雇用力のある経営者等の育成を行います。

<農業>

農業への就業を希望する若者に対し、農業大学校において、農業経営を営むために必要な専門知識、専門技術を習得できるよう講義や実習等を実施しているほか、農業高校生に対し、本県農業の魅力とやりがいを伝えるため、若者就農応援動画、みえ若者応援ガイド等のPRコンテンツの作成等を進めているところです。

<林業>

林業における新規就業者の確保を図るため、森林組合や民間事業者での高校生林業職場体験研修を実施しています。（令和3年度は県内各地で計4校が実施を予定しています。）

参考（実施予定高校）：四日市農芸高等学校、昴学園高等学校、
南伊勢高等学校度会校舎、伊賀白鳳高等学校

<水産業>

水産業の担い手の確保および育成に向け、オンライン技術を活用し、都市の若者等を本県の漁業に呼び込む仕組みづくりや雇用の受け皿となる漁業の法人化に取り組む若手・中堅漁業者の育成を進めるとともに、漁師塾や真珠塾の開催を支援しています。また、ロボット技術を活用した省力化等により女性などの多様な担い手がライフステージ等にあわせて活躍できる環境づくりを支援しています。

④南部地域の市町への支援【地域連携部南部地域活性化局】

市町が連携して取り組む、若者に魅力的な働く場の確保に向けた取組や地域の企業に関する情報を発信するなど地域の仕事を知ってもらう取組を支援します。

⑤高校生の就職支援【教育委員会】

新型コロナウイルス感染症の影響により、高校生の就職を取り巻く環境は引き続き厳しくなることが懸念されることから、「就職実現コーディネーター」を5人増員して17人とし、就職希望者が多く在籍する47校に配置して、早期からの求人確保に加え、地域の魅力ある企業や職種などの情報を学校に提供するとともに、経済状況が悪化することでこれまで以上の支援が必要となる外国人生徒や障がいのある生徒に対して、きめ細かな相談や求人開拓などの重点支援を行っています。

また、三重県教育委員会と三重県環境生活部、三重県雇用経済部、三重労働局が連携し、三重県経営者協会、三重県商工会議所連合会、三重県商工会連合会、三重県中小企業団体中央会の経済4団体に対し、就職を希望する生徒の積極的な採用、進路選択の時間確保のため例年と同じ時期での求人票の提出など、高校生が安心して就職を実現できるよう、緊急の要請を行い、会員事業所に周知いただいています。

さらに、6月23日から7月9日には、高校教育課長や特別支援教育課長が、各地域の公共職業安定所の所長とともに、県内12商工会議所を訪問し、生徒の就職希望状況をもとに、地域別、職種別の求人の確保に向けた要請を行うなど、高校生の進路実現が図られるよう取り組んでいます。

＜今後の課題等＞

- ①就職氷河期世代支援は令和2年度から始まったばかりであり、各種支援策の周知・広報が課題となっています。現在は紙媒体を中心とした広報を実施していますが、令和2年度に実施したアンケート結果では、長期にわたり無業の状態にある方のTwitter利用率が40%を超えているなど、支援対象者のSNS利用率が高くなっており、より多くの支援対象者に情報を届けていくためには、SNSを効果的に活用することも重要です。今後も、アンケート結果の分析、検討をさらに進めながら、支援策や相談体制、広報等の強化を図っていきます。【雇用経済部】
- ②就職支援については、引き続き、オンライン等を効果的に活用し、県内外の若者と県内企業との交流機会の確保に取り組んでいきます。【雇用経済部】
- ③引き続き、県内農林水産業への新規就業を推進するとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した研修等を行うことで、次代の農林水産業を担う多様な人材の確保・育成を図ります。また、ICT等を活用し、技術の見える化や作業の自動化、効率化につなげるスマート農林水産業の導入を促進し、若者にとって魅力ある「働く場」となるよう環境を整備します。【農林水産部】
- ④南部地域は北勢地域、中勢地域に比べると地理的条件も厳しいため、若者の流出に歯止めがかからず、人口減少は一層深刻になっています。県と市町の連携に加え、民間の力を活用した取組も導入しながら雇用の場を確保し、若者の定着を図っていきます。【地域連携部南部地域活性化局】
- ⑤三重労働局が発表した令和3年7月末現在の高校卒業予定者の求人状況では、求人数が前年同期に比べ3.6%増加しています。また、7月中の各高等学校の求人受付数も、前年と比較すると、ほとんどの学校で「多い」または「同じくらい」でした。一方で、特定の職種については、「希望する生徒数に対して求人数が不十分や、特別な配慮が必要な生徒の就職について、不安を抱えている学校があることから、県立高等学校5校を重点支援校として、就職実現コーディネーターおよび指導主事を学校へ派遣して状況を詳細に把握するとともに、今後の進め方について具体的に指導や助言を行いました。今後も引き続き各高等学校の状況を注視し、求人が少ない職種については、就職実現コーディネーターによる新たな求人開拓や、各学校の進路担当者や県教育委員会の担当者の個別企業訪問、地域の商工会等への要請などを行い、本年度の卒業予定者が希望する職業へ就職することができるよう、スピード感を持って必要な支援を講じていきます。【教育委員会】

重点的な取組5 不妊に悩む家族への支援

【5年後のめざす姿】

不妊に悩む夫婦が相談したり治療費助成を受けたりすることで、心理的・経済的な負担が軽減されるとともに、職場において仕事と不妊治療の両立に向けた理解が進み、安心して不妊治療に取り組むことができます。

【令和3年度の主な取組概要】

①不妊に悩む夫婦への寄り添い支援事業【子ども・福祉部】

不妊に悩む夫婦の不安や悩みを傾聴し、精神的負担の軽減を図ることを目的に、不妊治療経験者などを対象とした不妊ピアサポーターを養成しました。

養成講座 8月22日、9月4日、9月18日 全3回

養成者数 9名

10月以降、市町の窓口にピアサポーターを派遣し、より身近な相談支援を実施する予定です。

また、新型コロナウイルス感染症などにより増大した不安やストレスにより、心と体の健康にとってマイナスに影響し、妊娠しやすいコンディションの維持が難しい状況になっていることが想定されるため、改めて生活習慣での改善点等、妊娠しやすいコンディションの維持に必要な妊活講演会を開催します。

妊活講演会 12月以降 3回

②不妊治療と仕事との両立支援事業【子ども・福祉部】

企業の不妊治療への理解を深めるための取組として、不妊治療と仕事の両立支援に関するセミナーを開催します。また、専門的な知識のあるアドバイザーを企業に派遣してフレックスタイム制などの柔軟な勤務体制の導入について支援します。

不妊治療と仕事の両立支援セミナー 8月26日、2月（予定）

アドバイザー派遣 10月7日募集開始 3社程度

<今後の課題等>

①不妊治療に係る費用が、令和4年度から公的医療保険の適用範囲となりますが、現時点では、適用範囲となる治療内容が明確でないため、国の動向に注意しつつ、不妊に悩む方への経済的支援が後退しないように、これまでの助成制度を見直す必要があります。

また、不妊に悩む方への相談支援の充実および企業における両立支援の取組の推進については引き続き注力していく必要があります。【子ども・福祉部】

重点的な取組 6 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

【5年後のめざす姿】

出産前の健診から子どもが就学するまで、子どもや子育てに関する全ての相談や支援が切れ目なく受けられ、妊産婦やその家族が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが進んでいます。

【令和3年度の主な取組概要】

①市町の母子保健サービスの取組支援【子ども・福祉部】

各市町において妊娠・出産から育児に至るまでの間、切れ目なく母子保健サービスが提供されるよう母子保健コーディネーターの養成を行うとともに、母子保健体制構築アドバイザーによるミニ講座を開催し、専門的視点から助言指導を行うことで各市町の実情に応じた母子保健体制構築に向けた支援を行います。

母子保健コーディネーター研修 8月25日、11月19日、2月10日（計3回予定）

母子保健体制構築アドバイザーによるミニ講座開催 8月3日、10月13日、
12月6日（計3回予定）

また、地域のネットワーク強化を目的に、市町の母子保健担当者や医師会等関係機関と連携しながら、「産婦健康診査事業実施マニュアル」を見直すとともに、「3歳児健診マニュアル」を新たに作成します。

②新型コロナウイルスに感染した妊産婦への寄り添い支援事業【子ども・福祉部】

新型コロナウイルスに感染した妊産婦等に対して、退院後、医療専門職が電話や訪問などで相談に応じるなど、寄り添った支援を行います。

支援実績 44人（9月末時点）

＜今後の課題等＞

- ①県内の全市町が産後ケア事業を実施するとともに、「子育て世代包括支援センター」を設置しており、母子保健体制づくりは進んでいますが、引き続き、各市町の母子保健サービスの充実化および地域の実情に応じた母子保健体制の構築を支援していく必要があります。【子ども・福祉部】

重点的な取組 7 周産期医療体制の充実

【5年後のめざす姿】

必要な産婦人科医、小児科医、助産師等が確保され、安全で安心して妊娠・出産ができる環境が整っていると同時に、リスクの低い出産は地域の産科医療機関・助産所で行い、中等度以上のリスクの出産は周産期母子医療センターで行うといった機能分担、連携体制が構築されています。

また、産婦人科医と小児科医、保健師、助産師、看護師等が密接に連携し、妊娠から出産、産後まで途切れることなく適切な対応が行われています。

【令和3年度の主な取組概要】

①人材の育成・確保【医療保健部】

県内での勤務開始が見込まれる医師修学資金貸与者等の若手医師の県内定着と偏在解消を進めることを目的に、キャリア形成プログラムの活用を働きかけていきます。助産師の確保を図るため、令和2年度に行った制度の見直しに基づいた助産師修学資金の貸与等の取組を進めるとともに、助産師出向システムを運用し、就業先の偏在是正や助産実践能力強化に向けて取り組めます。

②病院と診療所の適切な機能分担、連携体制の構築【医療保健部】

「チームによる周産期医療」を円滑に行う体制を構築するため、基幹病院の小児科・産婦人科とその他周産期医療に関わる医療機関の連携強化に取り組んでいます。診療所医師と高度専門医療機関医師とが共同診療できる産科オープンシステムを活用し、一般診療所と周産期母子医療センターの連携を深めています。あわせて、中等度以上のリスクのある出産等に対応するため、周産期母子医療センターの運営、設備整備を支援しています。また、新型コロナウイルス感染症に係る周産期医療の提供を継続するため、院内感染防止対策等に要する経費を補助しています。県内の周産期医療情報の収集と分析、周産期医療関係者への研修等を実施しています。

③三重県不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業【医療保健部】

妊婦が抱く新型コロナウイルス感染症への不安を解消するため、かかりつけの産婦人科医師と相談のうえ検査を希望する妊婦の方に対して分娩前に検査を受けるための費用を補助しています。

<今後の課題等>

- ①依然として産科・産婦人科医、小児科医が不足している状況にあることから、「三重県医師確保計画」に基づき、引き続き、医師修学資金貸与者等にキャリア形成プログラムの活用を働きかけることで、若手医師の県内定着と偏在解消を進め、産科・産婦人科医、小児科医を含めた医師確保に取り組んでいきます。

助産師の不足が続いていることから、引き続き、修学資金の貸与や潜在助産師の復職支援等による総数の確保を図るとともに、助産師出向システムの運用や卒後研修の開催により、モチベーションを維持しながら働き続けられるよう定着促進に対する支援に取り組んでいきます。【医療保健部】

- ②機能分担や連携体制の推進により、平成 29 年度から改善してきた周産期死亡率は令和元年度に全国で最も低くなりましたが、令和 2 年度は若干悪化しました。引き続き、周産期死亡率のさらなる改善・維持に向けて、症例検討会の開催による死亡症例の検証や、研修会の開催による関係者間の連携強化に取り組むとともに、三重県医療審議会（周産期医療部会）において周産期医療体制の更なる充実強化に向けた検討に取り組む必要があります。周産期の救急搬送体制を構築するとともに、医師、看護師、保健師、公認心理師等を対象とした講演会などの場を活用し、関係機関の連携強化に取り組みます。【医療保健部】

重点的な取組 8 幼児教育・保育、放課後児童対策などの子育て家庭の支援

【5年後のめざす姿】

就学前の教育・保育を担う幼稚園、認定こども園、保育所等への入所希望がかなえられ、全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることのできる環境が整っています。また、放課後児童対策や、病児・病後児保育の取組が推進され、地域のニーズや実情に応じた子育て支援が提供されることにより、安心して子育てができる体制が整っています。

さまざまな主体が、子どもの育ちや子育て家庭の支援のために活動するとともに、地域社会のつながりの中で、家庭教育応援の取組がなされています。

【令和3年度の主な取組概要】

①保育人材確保と質の向上【子ども・福祉部】

保育所等で待機児童が発生しており、保育士不足が主な要因となっていることから、保育士の離職防止や潜在保育士の就労支援に取り組んでいます。

保育士確保のために開設している保育士・保育所支援センター（三重県社会福祉協議会へ委託）において、引き続き潜在保育士等への就職相談会や就労に向けた研修を行っています。さらに保育所の働きやすい職場環境づくりを推進するため、センターのWebサイト「みえのほいく」で働きやすい職場の取組を紹介するなどして、新任保育士や潜在保育士などへのきめ細かな情報発信を行っています。

また、保育士等の処遇改善の要件となっているキャリアアップ研修についても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を考慮して、オンラインによる研修を行うことで、受講定員を令和2年度より大幅に増やしました。

研修等を通じて、職場環境の改善や処遇改善による取組を支援しています。

②放課後児童クラブや放課後子ども教室、病児保育の充実【子ども・福祉部】

放課後児童クラブにおける待機児童を解消するため、施設整備や運営への支援を行うとともに、感染症対策を図りながら放課後児童支援員の研修を実施し、人材確保と資質向上に努めています。あわせて、放課後子ども教室の環境整備や運営を支援し、放課後の子どもの安心・安全な居場所づくりを推進しています。

また、病児や医療的ケア児の保育についても、保育所等の環境整備や運営を支援しています。

③幼児教育の充実【子ども・福祉部】【教育委員会】

三重県幼児教育センターでは、県の関係部局が連携・協力し、県内の全ての幼稚園、保育所、認定こども園において、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領で共通に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮した教育・保育の充実、各施設と小学校との連携の充実を図るため、(1)市町や施設への幼児教育アドバイザーによる訪問・助言、(2)研修の充実、(3)情報発

信の強化に取り組んでいます。また、新型コロナウイルスの影響下においても、持続的に子どもたちの教育・保育を受ける権利を保障していくため、関係機関と連携し、感染症拡大防止に関する研修会の実施や、幼児教育施設用の感染予防ガイドブックに係る周知を図るとともに、幼児教育アドバイザー等と連携しながら、各施設等における感染リスクを可能な限り低減した上で、幼児教育の質の向上を図ります。

さらに、就学前の子ども生活習慣の確立を促すため、取組期間を第1回（6月）と第2回（7月～9月）に定め、生活習慣チェックシートの活用を促進しています。

④企業・団体と連携した子育て等支援【子ども・福祉部】

みえ次世代育成応援ネットワークの会員による自主的な活動が進むよう、会員相互の支援につながる仕組みの構築を進めており、子ども食堂と企業によるマッチングによる社会見学を、感染対策を講じたうえで試行（4月2日：菰野町）しました。また、同ネットワークとの共催で「ありがたいの一行詩コンクール」「みえの子ども『夢☆実☆現』応援プロジェクト」を実施しています。

⑤家庭教育の充実【子ども・福祉部】

保護者同士のつながり作りを目的としたワークショップ「みえの親スマイルワーク」の実施を、感染対策を講じたうえで市町や三重県PTA安全互助会等と連携して進めています。また、コロナ禍における子育ての参考となるよう昨年度に開設した家庭教育応援Web講座の充実を進めています。

<今後の課題等>

①引き続き、保育士確保につなげるため、働きやすい職場環境づくりに取り組む保育所等を支援し、待機児童の解消をめざしていきます。また、感染症の拡大状況を踏まえて、オンラインの活用などにより研修受講の機会を確保し、保育士等の質の向上を図ります。あわせて、保育所等の感染症防止対策に要する費用の支援などに努めていきます。【子ども・福祉部】

②引き続き、放課後児童クラブや放課後子ども教室の環境整備や運営を支援し、放課後の子どもの安心・安全な居場所づくりを推進していきます。また、病児や医療的ケア児の保育についても、保育所等の環境整備や運営を支援していきます。【子ども・福祉部】

③幼児教育センターとして、引き続き市町や施設からの要請に応じ、幼児教育アドバイザー等を派遣するとともに、「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」の普及等を通じて、幼稚園等と小学校の円滑な接続に向けて支援を行います。また、全ての保育者を対象に作成した県独自人材育成モデルに、県主催研修等と関連させ、幼児教育関係研修を整理・体系化していきます。また、市町や幼児教育・保育関係団体等と連携しながら、研修や情報提供の充実等の支援にも取り組んでいきます。

さらに、「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」について、第3回目の取組期

間（10月）を通して、活用を促進します。【子ども・福祉部】【教育委員会】

④みえ次世代育成応援ネットワークの会員相互のマッチングについて、試行の様子を撮影した動画をネットワーク会員に視聴いただくとともに、今後もマッチングによる取組の様子を情報発信することで会員相互の支援につながる仕組みの構築を加速します。また、その仕組みを活用して、会員を起点に県民が主体的に子育て支援活動に関わる機会を創出します。【子ども・福祉部】

⑤「みえの親スマイルワーク」について、コロナ禍で保護者を集めることが困難なことから、市町の母子保健、子育て担当課の職員を対象にスマイルワーク研修講座を開催し、受講した市町職員を通じて活動を広げられるよう取り組みます。また、コロナ禍において生じる新たな不安などのニーズに応じた内容になるよう留意しながら、家庭教育応援Web講座をさらに充実していきます。【子ども・福祉部】

重点的な取組 9 男性の育児参画の推進

【5年後のめざす姿】

職場や地域社会の中で、男性の育児参画が大切であるという考え方が広まり、育児に積極的に関わる男性が増えているとともに、家事・育児時間が増えています。

【令和3年度の主な取組概要】

①ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ【子ども・福祉部】

男性の育児参画を普及啓発する事業「ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」について、「パパの育児フォトコンテスト」として、「テレワークなどの多様な働き方の実践」や「育児休業を取得したパパの様子」、「パパの子育てのとおきアイデア」など、男性の家事や育児にかかわる写真や短編動画を募集し、過去最高となる2,001件の応募がありました（募集期間 6月1日～8月31日）。

応募の中から入賞写真等を選定するとともに、冊子やHP、県内商業施設等における写真展などで紹介する予定です。

②パートナーとともに行う育児推進事業【子ども・福祉部】

「とるだけ育休」や「ゴロゴロ育休」などの課題が明らかになり、男性の育児参画の質が問われるなか、「パートナーとともに行う育児」の実現に向け、育児・家事の分担やお互いの気持ちなど、男性の育児の充実のためのノウハウを学ぶワークショップを開催します。

第1回 7月16日 オンラインワークショップ

参加者数：企業、団体、行政職員 計25人

今後、市町や企業と連携したワークショップやNEXT親世代（中高生等）を対象としたワークショップを4回程度実施するとともに、市町や企業等で独自にワークショップを開催できるように、手順書等を策定することを予定しています。

<今後の課題等>

- ①令和3年6月に改正育児・介護休業法が成立し、妊娠・出産の申し出をした労働者に対する事業主の育休取得の意向確認等の義務付けなど、令和4年4月から順次施行されることに伴い、企業等における育児休業等への関心の高まりが考えられます。このことを契機として、「みえのイクボス同盟」加盟企業等や個人に対して、男性の育児参画にかかる普及・啓発に一層取り組んでいきます。

「みえのイクボス同盟」加盟企業・団体数 770社・団体（令和3年10月25日時点）

重点的な取組 10 発達支援および医療的ケアが必要な子どもへの支援

【5年後のめざす姿】

発達支援が必要な子どもが健やかに成長できるよう、市町や福祉、医療、保育・教育など関係機関との連携により途切れのない支援体制が構築されています。

医療的ケアが必要な子どもとその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、市町や福祉、医療、保健、保育、教育等の関係機関が連携し、医療的ケアが提供できる福祉施設や医療機関等が拡充することにより、支援が適切に提供されています。

【令和3年度の主な取組概要】

■発達支援が必要な子どもへの支援■

①市町の取組支援【子ども・福祉部】

市町における総合相談・療育の中核となる専門性の高い人材を育成するため、県立子ども心身発達医療センターに市町職員等を受け入れ、「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」や「CLMコーチ」として養成しています。

また、センターの理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が県内の児童発達支援センターや特別支援学校に赴き、スタッフや保護者に対して支援を行っています。

令和3年度受講者 「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」養成 6名
「CLMコーチ」養成 2名

②発達障がい児等に対する支援ツールの導入促進【子ども・福祉部】

発達障がい児等に対する支援ツール「CLMと個別の指導計画」の保育所・認定子ども園・幼稚園への導入を促進するため、巡回指導を行っています。

③発達障がい児の早期診療を可能とする体制整備【子ども・福祉部】

地域の小児科医を対象に、発達障がい児の診療にかかる知識を深めるため、発達障がい連続講座を開催します。さらに、地域の医療機関や市町の相談支援窓口、児童発達支援事業者などによるネットワークの構築を支援するため、「発達障がい児地域支援ネットワーク構築事業」を推進しており、身近な地域での医療の確保と支援体制の充実を図ります。

④教育支援体制の整備【教育委員会】

小中学校へのパーソナルファイルのさらなる活用を進めるとともに、特別な支援を必要とする生徒が高等学校においても適切な指導・支援を受けることができるよう、特別支援学校のセンター的機能を活用して、支援情報の引継ぎの目的や意義について理解を図る取組を進めます。

発達障がいに関する専門性の向上を図るため、小学校・中学校・高等学校の通級による指導担当教員等を対象とした研修講座を実施します。今年度は、県内における新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、8月以降にオンライン等も活用して実施します。

■医療的ケアが必要な子どもへの支援■

①医療従事者や介護職員等のスキルアップに係る支援【医療保健部】

三重大学医学部附属病院が実施する医療従事者等を対象とした研修事業に対して補助を行い、小児在宅医療に関わる人材の育成に取り組んでいます。

②医療的ケアを必要とする障がい児・者の地域連携・人材育成事業【子ども・福祉部】

令和3年9月1日から各地域ネットワークで受付を開始したスーパーバイズ機能〔①支援者への支援（アドバイス機能）および②地域の状況把握、地域で不足している事業所等の課題に対する助言等地域づくりを支援する（コンサルテーション機能）〕を担う「医療的ケア児・者スーパーバイズチーム」の活動支援に取り組むなどして、地域ネットワークを側面的に支援します。

医療的ケアのスタートアップ（提供開始）を目的に、障害福祉サービス等事業所の看護師および介護職員に対する喀痰吸引等の医療的ケア技術に関する研修を地域で開催します。

③医療的ケア児・者コーディネーター養成研修事業【子ども・福祉部】

医療的ケア児・者の地域生活支援の向上を図るため、医療的ケア児・者に係る関連分野の支援を調整する医療的ケア児・者コーディネーター（相談支援専門員、訪問看護師等）を養成する研修を7月～9月に実施しました（計6日間、オンライン研修）。

④教員等への研修【教育委員会】

看護師免許を所有する常勤講師および医療的ケア担当教員それぞれを対象とした、研修や情報交換会を実施します。

<今後の課題等>

■発達支援が必要な子どもへの支援■

①発達障がい児等が専門的な医療を早期に受けられるよう、引き続き、県立子ども心身発達医療センターにおいて、地域の小児科医等を対象に発達障がい児を診療するための知識を深める連続講座を行うとともに、市町、療育機関など関係機関とのネットワークの構築を進め、身近な地域での医療の確保と支援体制の充実に取り組みます。

また、同センターの初診待機中の患児・家族へのアセスメントを強化し、市町の「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」や地域の療育機関等につなげることで、待機期間中の症状の重篤化を防ぎます。

「CLMと個別の指導計画」の保育所等への導入促進に向けては、CLMコーチ研修の開催などを通じて人材の育成を図ります。【子ども・福祉部】

②小学校・中学校・高等学校の教員の特別支援教育に関する専門性の向上をめざして、各特別支援学校のセンター的機能による教員への助言等を進めるとともに、かがやき特別支援学校において県立子ども心身発達医療センターと連携した発達障がいに係

る研修会等の取組を進めます。また、小学校・中学校・高等学校の通級による指導担当教員等を対象にした研修講座を実施します。

伊勢まなび高校の通級による指導の実践事例をもとに、新たに通級による指導を実施するみえ夢学園高校において、生徒・保護者への説明や受講生の決定、教育課程の編成、教員研修等に取り組みます。【教育委員会】

■医療的ケアが必要な子どもへの支援■

①医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が増加しています。

増加する医療的ケアが必要な小児一人ひとりに対応できる連携体制を構築するため、引き続き、小児在宅医療を推進するための多職種による連携体制の整備や人材育成等の取組を促進する必要があります。【医療保健部】

②令和3年9月18日に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（通称：医療的ケア児支援法）が施行されました。この法律により、国・地方自治体の責務が明記され、都道府県には、「医療的ケア児支援センター」を設置し、医療的ケア児およびその家族の相談に応じ、または情報の提供若しくは助言その他の支援を行うとともに、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関等への情報提供および研修を行うことが期待されています。

このことを受けて、県では医療的ケア児・者相談支援センター（仮称）の令和4年度からの設置に向けて検討しています。【子ども・福祉部】

③特別支援学校に在籍する、医療的ケアを必要とする子どもが身体的に安定した状態で教育活動に参加できるよう、保護者、看護師、教員の連携・協力のもと医療的ケアを実施します。また、高度な医療的ケアを必要とする子どもが在籍する学校において、指導医・指導看護師が巡回することにより、校内のサポート体制構築や看護師の不安軽減を図り、安全で安心な医療的ケアの充実を図ります。【教育委員会】

重点的な取組 11 仕事と子育ての両立支援などの働き方改革の推進

【5年後のめざす姿】

誰もが働き続けられる職場環境づくりに向けて、企業、経済団体、労働団体、行政等が主体的に取り組むことにより、性別や年齢、国籍、障がいの有無等に関わりなく、意欲や能力を十分発揮していきいきと働いているとともに、多くの県民が家庭生活も充実し、仕事と生活を調和させています。

【令和3年度の主な取組概要】

①働き方改革の推進【雇用経済部】

働く意欲のある全ての人働き続けられるよう、短時間勤務やテレワークの導入など多様な働き方や従業員の健康づくりに配慮した職場環境づくりに取り組んでいます。また、働き方改革に関するアドバイザー派遣のほか、「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度を実施することにより、企業における働き方改革の推進を図り、生産性の向上や人材の確保・定着を促進しています。

＜働き方改革アドバイザー派遣＞

働き方改革に取り組む意欲のある県内の中小企業等7社に対し、働き方改革アドバイザーを派遣し、企業の取組を支援しています。

また、アドバイザーを派遣した企業の成果共有会を開催することで、県内企業への好事例の発信を行うこととしています。

さらに、事業の一環として、働き方改革の理解を深めるためのセミナーを9月に開催しました（参加者約80名：オンライン）。令和4年2月には第2回の開催を予定しています。

なお、アドバイザー派遣や成果共有会、セミナーの開催については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況に応じて、オンラインでの実施も行っています。

＜「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度＞

誰もが働きやすい職場づくりに向けて、ワーク・ライフ・バランスの推進などに積極的に取り組んでいる企業等を募集し、優れた取組を県内に広めることにより、地域社会での「働き方改革」の取組推進を図ることを目的に、「みえの働き方改革推進企業」登録・表彰制度を実施しています。

募集期限：7月30日まで ※11月1日付けにて登録予定

<テレワークアドバイザー派遣および相談窓口>

時間や場所にとらわれない柔軟な働き方の実現に有効なテレワークの導入促進を図るため、導入を検討している県内の中小企業・小規模企業等に対し、テレワーク環境の整備等に関しアドバイザーを派遣しています。

派遣企業数：10社程度

募集期限：10月29日まで

また、アドバイザーによる相談窓口も開設し、システム導入や労務管理等、テレワークを導入する際の課題について相談に応じます。

開設期間：令和4年3月18日まで

<テレワーク導入研修および交流会>

テレワークの導入等を検討する県内の中小企業・小規模企業等を対象とし、テレワークに関する基礎知識が学べる動画の作成、動画を活用した入門研修（全4回：第1回は9月に実施済）の実施、導入を検討する企業と、導入をサポートする企業（IT企業等）や、すでに導入している企業との交流会の開催を行い、テレワークを活用した働き方改革の促進を図っています。

②「三重とこわか健康経営カンパニー」認定制度【医療保健部】

企業における主体的な健康経営の取組を促進するため、「三重とこわか健康経営カンパニー（ホワイトみえ）」を認定するとともに、認定企業に対して「三重とこわか健康経営促進補助金」による支援等を行っています。また、認定企業のうち優れた健康経営に取り組んでいる7社を「三重とこわか健康経営大賞2021」として、10月に表彰しました。

③職業生活等における女性活躍の促進【環境生活部】

県内の働く場において女性が活躍できる環境整備を図るため、常時雇用労働者数100人以下の中小・小規模企業等を対象にアドバイザー派遣を行い、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定・届出等の支援およびフォローアップ支援を行います。また、個別課題について学び・考える分科会や、経営者層および男性の意識改革を促す講演会を開催します。

④ハラスメントのない職場づくりに向けた出前講座【環境生活部】

三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、市町・企業・団体等に出向き講演する「フレンテトーク」により、男性中心型労働慣行の見直しやハラスメント防止の取組を支援します。

<今後の課題等>

- ①多様で柔軟な就労形態の導入促進など、誰もが働きやすい魅力的な職場づくりに取り組むとともに、特に、新型コロナウイルス感染症の影響を受け続ける状況下において、新しい働き方の一つであるテレワークの導入を促進していきます。【雇用経済部】
- ②企業、関係機関・団体、市町など103の団体の代表者で構成する「三重とわか県民健康会議」については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等を考慮の上、開催を検討し、社会全体で継続的に健康づくりに取り組む気運の醸成を図ります。【医療保健部】
- ③女性が安心して働き活躍できる職場環境づくりを進めるため、必要に応じてオンライン等を活用し、トップおよび男性の意識改革につながる講演会や、企業等における優良取組の顕彰等に取り組み、引き続き、企業等における女性の活躍推進の取組を支援していきます。【環境生活部】
- ④「フレンテトーク」について、ウェブ会議システムを用いたオンラインでの実施や動画の活用等により、市町・企業・団体等の要望に応じた研修・学習の機会を提供していきます。【環境生活部】